

空知中部広域連合からのお知らせ

～ 65歳以上の皆さんへ ～
令和3年度介護保険料は据置きとなりました。
 納入通知書は8月中旬に発送いたします。

介護保険制度は、国、道及び広域連合（市町）が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。この計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、今年度から年間保険料額を算出する際の第7段階から第9段階までの所得金額の設定額が変更となりました。

介護保険料基準額：年額62,400円（月額5,200円）

段階	対象者	算定基準	年間保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.3	18,720円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 × 0.5	31,200円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方（第1、2段階以外の方）	基準額 × 0.7	43,680円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	56,160円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方（第4段階以外の方）	基準額	62,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	74,880円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	81,120円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	93,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.7	106,080円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 × 1.8	112,320円

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人及び世帯員の市町村民税の課税状況と所得等を基に介護保険料を算定しています。所得が未申告ですと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、お住まいの市町村民税担当窓口で所得の申告をお願いします。

【問い合わせ先】 空知中部広域連合事務局介護保険係 電話：66-2152

ゴミは、分別して出しましょう!!

「高齢者大学みどり学園」町外研修に参加してみませんか。 ～第2弾～

「高齢者大学みどり学園」では、年間14回程度の合同学習を実施しています。そのなかでバスに乗って町外の施設見学や調理体験などを楽しむ学習の機会も計画しています。

今回は映画鑑賞です。みどり学園に入園されていない方でも参加できる「オープン参加」の受付をしていますので、下記内容を確認の上、ご希望のある方は、ぜひ一緒に行ってみませんか？

なお、参加料と昼食代は各自ご負担となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。
参加申込みをされる方は、教育委員会社会教育係までご連絡ください。

記

1. 実施日時 令和3年8月19日(木) 午前7時45分 役場前よりバスにて出発
2. 行き先 イオンシネマ江別
3. 鑑賞作品 『映画 太陽の子』
- ◆一部紹介～終戦75周年を迎え制作された作品。太平洋戦争末期に存在した「日本の原爆開発」の事実を基に時代に翻弄されながら全力で駆け抜けた若者の青春群像物語です。
4. 参加料 1,100円(鑑賞料金) ※別途、昼食代金は各自ご負担となります。
5. 募集対象 60歳以上の町民の方
6. 参加定員 10名まで(定員に達した時点で終了となります。)
7. 申込先・期日 教育委員会社会教育係 電話：68-2166
8月13日(金)まで
8. その他 帰庁時刻は、午後3時を予定



※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止する場合がございます。

児童扶養手当の受給者は現況届の手続きを忘れずに！

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために現況届を提出しなければなりません。

現況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと11月分以降の手当てが受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

詳しいことは、くらし応援課住民係までお問い合わせください。

電話：68-2112 (くらし応援課直通)

特別児童扶養手当の受給者は所得状況届の手続きを忘れずに！

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために所得状況届を提出しなければなりません。

所得状況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと8月分以降の手当てが受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

詳しいことは、くらし応援課住民係までお問い合わせください。

電話：68-2112 (くらし応援課直通)

限りある水資源を大切に！節水にご協力をお願いします。